



**地域
産業**

**の栄える
にぎわいのあるまちづくり**

やおの中小企業がまちを暮らしを元気にする！

～八尾市中小企業地域経済振興基本条例～

八尾市

八尾の産業の特徴

産業を支えているのは中小企業

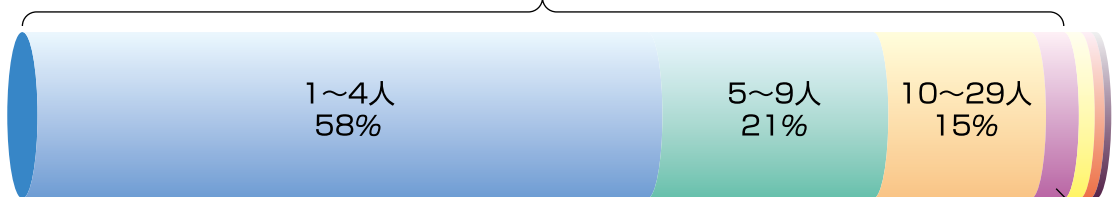
中小企業が産業の
主役なんだね。



八尾市には、約1万3千の事業所があり、市内で約12万人が働いています。商業、サービス業、製造業など様々な業種がありますが、その内の9割以上は中小企業です。このように中小企業が私たちのまちの産業を支えています。

従業員50人未満の企業
97%

9割以上は
中小企業



■1~4人 ■5~9人 ■10~29人 ■30~49人 ■50~99人 ■100~299人 ■100~299人 30~49人
【平成21年経済センサスより】

八尾はたくさんの
工場が集まった
ものづくりのまち
だよ。

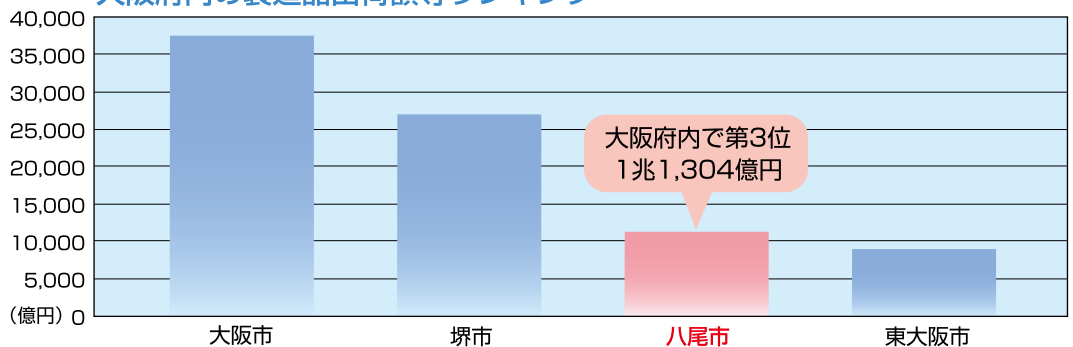


大阪府下ランキング第3位

八尾市の製造業の事業所数(従業員数4人以上)は、大阪市、東大阪市に次いで大阪府内で3番目、全国でも9番目に多いまちです。また、製造品出荷額等も大阪市、堺市に次いで、大阪府内で3番目に多く、全国有数のものづくりのまちです。

全国ランキング
第9位

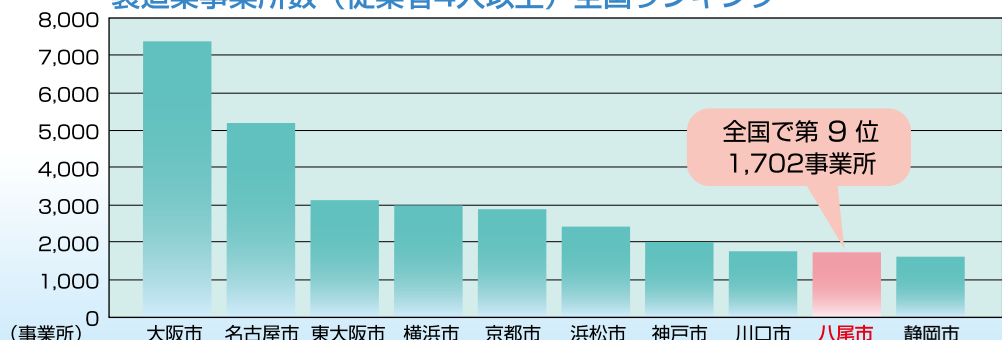
大阪府内の製造品出荷額等ランキング



世界に通用する
技術をもった
企業もたくさん
あるんだよ。



製造業事業所数(従業者4人以上) 全国ランキング



(事業所)

【平成21年工業統計調査より】

メイド・イン・八尾

八尾で作られている身近なものを探してみよう。



知っていますか？八尾は、歯ブラシ生産の全国シェアが日本一です。また、学校教材や文房具、子供服を作っている企業があります。その他にも自動車や家電製品の部品など私たちの身の回りにある様々なものが、実は八尾で作られたり、加工されたりしています。



地域商業は「まちのにぎわい」を支えています

まちのにぎわいを支えているのは、地域のお店なんだね。



地域にあるお店は、身近にある買い物の場所として私たちの暮らしを支えるとともに、まちに「にぎわい」をもたらしています。また、地域コミュニティの核として、地域貢献活動などにも取り組んでいます。



商店街組合員による街の美化活動風景



定期的なイベント実施風景

八尾市の中小企業基本条例をご存知ですか？

八尾市は全国有数の「中小企業のまち」です。このため、八尾市では、市民、事業者、市が協力して中小企業を盛り上げていくことで、まちをさらに“元気”にしていくために「八尾市中小企業地域経済振興基本条例」を平成13年4月に決めました。西日本では初めての条例で、全国の自治体から数多くの視察や問合せがあり、10年以上が過ぎた今でも注目を受けています。

基本条例は、社会や経済の変化にあわせて、より分かりやすく時代にあったものにするために平成23年7月に改正を行っています。

これまで全国から
50以上の自治体関係
の人が八尾に視察に
来ているんだって。



大阪府

八尾市

条例ができてから
どんな成果が
あったんだろう。

中小企業基本条例制定による成果

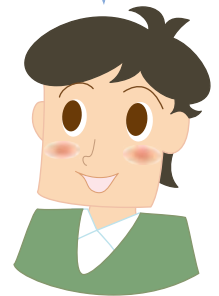
中小企業基本条例を制定し、八尾市では八尾市立中小企業サポートセンターの設置をはじめ、市内企業の情報発信、セミナーの開催、助成制度の充実など様々な中小企業支援を行ってきました。この結果、地域の事業者の間で、「ものづくり」に対する誇りと高い志を持った経営者のグループが生まれるとともに、地域の事業者の中では、地域に根ざした商いをし、地域のまちづくりに貢献する取り組みなどが進められています。



中小企業の発展とまちづくりの好循環

中小企業の発展は私たちの生活と深く関わっています。
中小企業が元気になれば雇用が生まれ、まちがにぎわい、
市民サービスが向上していくという好循環につながります。

中小企業の
元気がまちの元気
につながるんだね。



中小企業振興

八尾市（行政）は、中小企業から相談を受けたり、補助金や融資のあっせんをするなどの支援を行います。

中小企業基本条例

まちの発展

【雇用・消費の拡大・市民サービスの向上】

雇用や消費が拡大し、まちが活性化することで、新たな産業活動が起こり、さらなる発展につながります。
また、税収が増えることで教育や福祉など市民サービスの向上につながります。

中小企業の発展

中小企業が発展することで企業の売上や企業で働いている人の収入が増えます。

「八尾市中小企業地域経

前文 第3条

相互理解と信頼のもと市民、事業者、及び市(行政)が一体となって推進

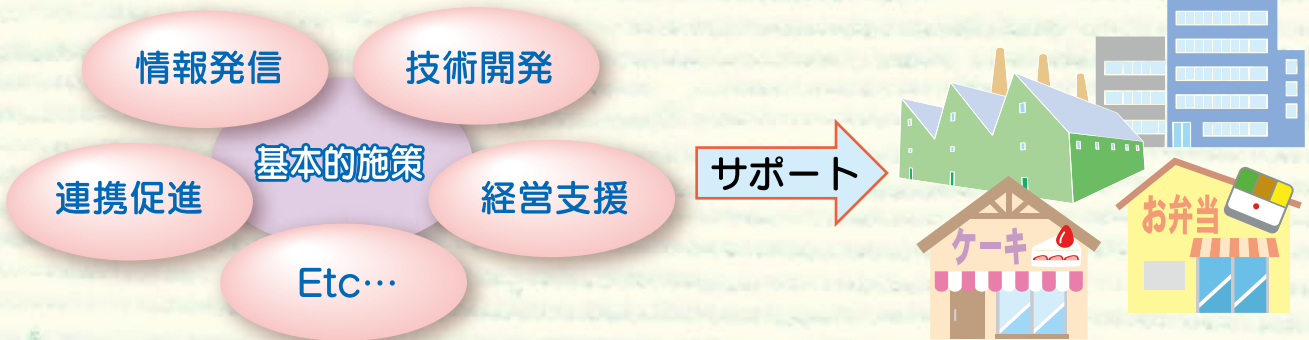
市内の産業を支える中小企業はまちの元気の源です。八尾のまちが住みやすいまち、住み続けたいまちであるためには、中小企業が発展し、そこで働く人々が生きがいと働きがいを得ることができるようにすることが大事です。そのためには、市民、事業者、市(行政)がお互いの立場・役割を理解し、信頼することが必要です。



第4条

基本的施策

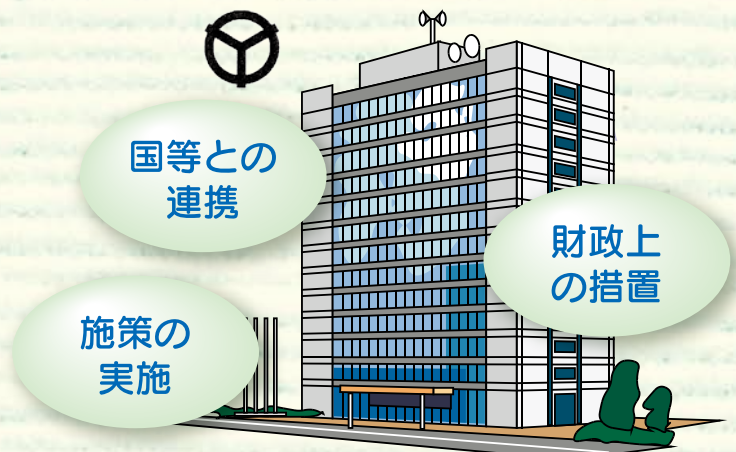
市が講じる中小企業振興のための基本的な支援について定めています。



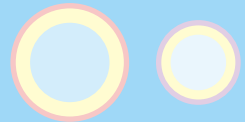
第5条

市の責務

支援を行うために必要な費用の確保に努めるなど、中小企業支援を行うにあたって市が果たすべき役割を定めています。



「八尾市産業振興基本条例」要約



第6条 第8条

中小企業者、大企業者の努力

中小企業と大企業は、地域社会の発展に欠くことができない重要な役割を担っています。ここでは、中小企業が事業活動を進めるにあたって努力すべき内容のほか、中小企業と大企業それぞれが、地域貢献を行ったり環境との調和を図るよう、定めています。



第7条

市民の理解と協力



中小企業の振興は市内産業の発展につながり、雇用や税収を生みだすことを通じて、市民生活の安定や市民サービスの充実など市民の暮らしやすさにつながっていきます。こういった中小企業振興の大事さについて、市民が理解し、協力を努めることの必要性について定めています。

市民生活の安定

市民サービス向上

雇用・税収

市内産業の発展

第9条

意見の反映（産業振興会議）

中小企業支援の進め方についての意見を聴くために、「八尾市産業振興会議」を設けています。

産業振興会議は、市内の商工業者や市民、学識経験者などで構成されており、市民や事業者の声、社会や経済の全体的な動きなどを踏まえながら、施策の充実や条例理念の実現を図ります。



八尾市中小企業地域経済振興基本条例

平成 23 年 7 月 1 日

八尾市条例第 15 号

八尾市は、古くより交通や産業の要衝として栄え、河内木綿やプラン産業等の地場産業の発展を礎に、多くの中小企業が集まる活気ある産業のまちとして発展してきた。

そして今日、全国でも有数の集積を誇る工業並びに地域に根ざした商業及びサービス業は、雇用やまちのにぎわいを創出し、市民生活の安定及び向上に寄与している。

産業はまちづくりの根幹であり、本市の産業を支える中小企業は地域社会の活力の源泉である。

八尾のまちが住みよいまち、住み続けたいまちとして輝きを増し続けるため、市民、事業者及び市は、中小企業がこのまちで発展し続けるとともに、そこに働く人々が生きがいと働きがいを得ることができるよう、相互理解と信頼のもと、協働する必要がある。

このような考えのもと、市内の中小企業の振興について、その基本的な理念及び方向性を明確にするため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市内の中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、社会経済構造の変革に的確に対応した産業集積を維持し、その発展を促進するとともに、市民、事業者及び市がそれぞれの立場及び役割について相互理解を深めることによって、健全で調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 中小企業者、中小企業団体及び大企業者等をいう。

(2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に掲げるものをいう。

(3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。

(4) 大企業者等 前 2 号に規定するもの以外のものであって、事業を営むもの又は企業団体、経済団体等をいう。

(5) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする者をいう。

(基本方針)

第 3 条 中小企業の振興は、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標とし、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、大阪府その他の機関(以下「国等」という。)との連携を図り、その協力を得ながら、都市の中で産業が集積するという市の地域特性に適した施策を市民、事業者及び市が一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第 4 条 中小企業の振興は、市の産業集積と深くかかわっており、市は、その総合的に講ずべき基本的施策を前条の基本方針に基づき、次のとおり定める。

- (1) 産業集積の基盤を強化するための施策
- (2) 中小企業者の技術力、経営力等の高度化を促進するための施策
- (3) 中小企業者又は中小企業団体と他の事業者等との連携を促進するための施策
- (4) 産業に携わる人材を確保し、及び育成するための施策
- (5) 新たな事業活動を促進するための施策
- (6) 産業に関する情報を発信するための施策
- (7) 生活と産業が共存し、高め合うまちづくり推進のための施策

(市の責務)

第 5 条 市は、市民及び事業者等の理解と協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した適切な施策を推進し、財政上の措置並びに国等との連携及び協力に努めるものとし、また、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

(中小企業者等の努力)

第 6 条 中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに自主的な努力を払うものとし、また、地域社会を構成する一員として、地域貢献に積極的に取り組むとともに、環境との調和に十分配慮するものとする。

(市民の理解と協力)

第 7 条 市民は、中小企業の振興が市民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(大企業者等の努力)

第 8 条 大企業者等は、中小企業と大企業がともに地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興及び地域貢献に積極的に取り組むとともに、環境との調和に努めるものとする。

(産業振興会議)

第 9 条 この条例の理念の実現及び第 4 条に規定する基本的施策の実施について意見を聴くため、八尾市産業振興会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。